

鹿屋体育大学ハラスメント防止等に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第33号
改正 平成20年7月25日
規則第19号
平成23年9月1日
規則第22号
平成24年6月4日
規則第8号
平成28年3月28日
規則第16号

鹿屋体育大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成11年3月23日規則第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに本学と関係を有する者の一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとでの修学及び就業を保障するため、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるハラスメントの総称をいい、その用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員、学生若しくは関係者に対して行う、又は学生が職員、他の学生若しくは関係者に対して行う性的な性質の不適切な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその就業上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生に対して行う研究上、教育上又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

職員が就業上の地位若しくは権限を不当に利用して他の職員に対して行う、又は学生が修学上の地位若しくは権限を利用して他の学生に対して行う不適切な言動

(4) その他のハラスメント

職員、学生又は関係者による前各号に類する不適切な言動

2 ハラスメントに起因する問題とは、次に掲げることをいう。

(1) ハラスメントのため、職員の就業上又は学生の修学上の環境が害されること。

(2) ハラスメントへの対応により、職員の就業上又は学生の修学上で不利益を受けること又は精神的・身体的自由を侵害されること。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学における学生（科目等履修生、研究生等を含む。以下同じ。）及び職員（非常勤職員、派遣職員を含む。以下同じ。）並びに委託業者等本学と教育・研究上又は業務上の関係等を有する者（以下「構成員」という。）に適用する。

(責務)

第4条 学長は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 構成員は、次条第1項に規定する指針（以下「ガイドライン」という。）の定めるところにより、ハラスメントをしないように各人がその言動に十分注意しなければならない。
- 3 構成員のうち、学生に対し教育指導する立場にある者及び職員を管理・監督する地位にある者は、日常の指導等により、ハラスメントが起こらないように注意を促すとともに、ハラスメントが発生した場合にはこの規則の定めるところに従い、直ちに第6条に規定するハラスメント防止専門委員会の委員長に報告しなければならない。

(構成員に対する指針及び啓発)

第5条 学長は、前条第1項の責務を達成するために、構成員が認識すべきハラスメントの具体的内容を例示するとともに、ハラスメントが発生した場合における処置、対策等についてガイドラインを定めるものとする。

- 2 学長は、前項のガイドラインを構成員に対して周知徹底するとともに、啓発活動を行うものとする。

(ハラスメント防止専門委員会の設置)

第6条 本学に、ハラスメントの防止及び排除、並びに問題が発生した場合の迅速かつ適切な措置を講じるために、ハラスメント防止専門委員会（以下「防止専門委員会」という。）を置く。

- 2 防止専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(苦情相談の対応)

第7条 構成員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するために、次に掲げる者を相談員として置くものとする。

- (1) 副学長又は学長補佐から学長が指名した者
- (2) 職員のうち教員から学長が指名した者
- (3) 学生課副課長及び総務課副課長
- (4) 職員のうち事務系職員から学長が指名した者（前号の者を除く。）
- (5) 学長が指名した学外の専門家

- 2 学長は、相談員の氏名・所属等を構成員に周知しなければならない。
- 3 構成員からの苦情相談は、相談員が受け付けるものとする。この場合において、苦情相談を受けた相談員は、苦情相談を申し出た者（以下「苦情相談者」という。）の

意向を尊重し、他の相談員（苦情相談者が特定の相談員を指名する場合は、その指名する相談員）と共同して、苦情相談者等の名誉及び人権並びにプライバシーに十分配慮して、事案の対処に当たるものとする。

- 4 苦情相談を受けた相談員は、事実関係等の聴取を行い、苦情相談者に対して適切な助言、指導、調整等により相談者の救済措置に努めるとともに、相談記録を作成するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談に関し、その事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、苦情相談者の了解を得たうえで、防止専門委員会委員長にその旨を報告し、調査委員会の設置を要請するものとする。
- 6 前項の規定により調査委員会の設置の要請を受けた防止専門委員会委員長は、すみやかに調査委員会を設置するものとする。
- 7 防止専門委員会委員長は、前項に規定する場合のほか、必要に応じて調査委員会を設置できるものとする。

（事案の移送）

第7条の2 ハラスメントが本学学生間に起こった場合、防止専門委員会は、学生委員会又は関係の委員会と協議の上、当該事案を学生委員会又は関係の委員会に移送することができる。

（調査委員会）

第8条 第7条第6項又は第7項の規定により設置される調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 防止専門委員会委員長
 - (2) 防止専門委員会から選出された委員
 - (3) 相談員のうちから防止専門委員会を選出した者（ただし、相談員からの報告を受けて調査委員会が設置された場合は、当該相談員とする。）
 - (4) 第1号から前号までのほか、委員長が必要と判断した場合は、委員長が指名する者又は学外の専門家を委員に加えることができる。
- 2 調査委員会は、当該事案に係る調査を行い、調査結果及び対策として適切と思われる措置をまとめた報告書（以下「報告書」という。）を遅滞なく作成し、防止専門委員会に報告しなければならない。
 - 3 防止専門委員会委員長は、前項の報告書の内容について、防止専門委員会の同意を得なければならない。
 - 4 防止専門委員会委員長は、前項の規定により同意を得た報告書を学長に提出するものとし、就業規則又は学則に基づく処分等を要する場合には、その要請手続きを執るものとする。
 - 5 防止専門委員会委員長は、防止専門委員会の同意を得て、すべての苦情相談につき、その受付から最終措置に至るまでの記録をまとめて、学長に提出しなければならない。
 - 6 調査委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

（ハラスメントに対する措置等）

第9条 前条第4項の規定により報告を受けた学長は、その報告書の内容に応じて必要

と認められる場合には就業規則又は学則に従い加害者に対して処分を行い、又は環境の改善を行う必要があると認められる場合には必要な措置を講ずるものとする。

(調査への協力)

第10条 相談員又は調査委員会から調査の協力を求められた者は、虚偽の申立て又は証言をしてはならない。

(守秘義務)

第11条 防止専門委員会委員及び相談員その他苦情相談に関わった者は、当該苦情相談の対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 構成員は、ハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(報復、脅迫等の禁止)

第13条 構成員は、報復、脅迫等の行為により第7条各項に規定する苦情相談の対応及び第10条に規定する調査への協力を妨げてはならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は防止専門委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 7. 25規則第19号)

この規則は、平成20年7月25日から施行する。

附 則 (平23. 9. 1規則第22号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平24. 6. 4規則第8号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 28規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。